

東京都立成瀬高等学校の生活指導について

1 身だしなみについて

(1) 頭髪について

染髪・パーマ等、手を加えない。

(2) 服装について

(ア) 冬服（10月1日～5月31日）

○ 男子

ブレザー（学校指定）・ズボン（学校指定）・ネクタイ（学校指定）
白ワイシャツ

○ 女子

ブレザー（学校指定）・スカートまたはスラックス（学校指定）・
ネクタイまたはリボン（学校指定）、白ワイシャツ

(イ) 夏服（6月1日～9月30日）

○ 男子

ズボン（学校指定）、白ワイシャツまたは白ポロシャツ

○ 女子

スカートまたはスラックス（学校指定）、白ワイシャツまたは白ポロシャツ

(ウ) その他

- ・ 冬服、夏服への衣替えの移行期間は設けない。
- ・ 入学式、卒業式、始業式、終業式などの式典等には、冬服（ブレザー、ネクタイ・リボン着用）とする。なお、1学期終業式、2学期始業式を除く。また、学校が指定する場合には、指示された校服を着用する。
- ・ ニットベストは男女とも冬、夏ともに着用してかまわない。
- ・ 冬服時に、ブレザーの下にVネックセーター・カーディガンの着用を認める。Uネックはネクタイ・リボンが見えなくなるため、着用を認めない。
- ・ ベスト・カーディガン・セーターの色は、華美でないものとし、無地のものとする。ただし、デザインとして、ワンポイント（縦横10cm程度）や襟元・袖口・裾にラインの入っているものも着用を可とする。
- ・ ネクタイ・リボンは、夏服期には着用しなくてもよいが、ブレザー着用時には身に付ける。
- ・ 靴下やコート類については特に指定しないが、校服に不相应なものや華美なものは避けること。

(3) その他

(ア) 化粧・装飾品について

禁止とする。授業を受ける上で不要・危険なものは身に付けない。

(イ) アルバイトについて

原則、禁止とする。やむを得ない場合、担任・生活指導部に相談すること。

2 持ち物について

(1) 生徒証・生徒手帳は常時携帯する。

(2) 所持品には学年・組・氏名等を記入し、各自責任を持って管理する。

(3) 学校生活に不必要な多額な金銭、物品は持ってこない。

(4) 校内で盗難・紛失、または拾得等が生じた場合は生活指導部に届け出る。

(5) 電気器具（ドライヤー、充電器等）の校内での使用を禁止する。

電気消費量に上限があり、また電気代としての学校予算を圧迫するため認めない。

(6) 必要性のない場面でのスマートフォンの使用は認めない。

3 登下校について

(1) 登校時間 8時00分～

7時30分より前には、原則として校舎内への立入を禁止する。

8時00分前に登校する場合は、顧問の許可を得て、「特別活動届」を生活指導部へ提出する。

(2) 下校時間 16時55分

16時55分以降に活動する場合は、顧問の許可を得て、「特別活動届」を生活指導部へ提出する。

「特別活動届」を提出した場合でも18時15分までに完全下校すること。

4 ロッカー使用について

(1) 鍵を各自で用意し、必ず施錠する。

昇降口、教室前にそれぞれロッカーがあるので、鍵を2つ用意する。

(2) 整理整頓し、美化に努める。教室に私物を放置しない。

5 校内生活について

(1) 登校後は無断で校外に出ない。やむを得ず外出する場合は担任の許可を得る。

(2) 通学靴・上履き・運動靴・体育館履きを区別する。上履きは指定の学年色のものを使用する。

(3) 校舎内外の整理整頓・美化に努め、校舎・設備・備品を大切にし、無断で使用または移動しない。破損した場合は、直ちに担任・生活指導部へ届け出る。

6 自転車通学について

(1) 「自転車通学許可願」を提出し、手続きを行う。駐輪場が限られるため、自宅から片道1km以上の生徒に許可する。ステッカーの交付を受け、貼付した後の自転車での通学が可能となる。

許可を受けるまでは自転車通学は認めない。徒歩・公共交通機関を使用して通学する。

(2) 自転車損害賠償保険等へ必ず加入すること。

※PTAに加入している場合は、個人賠償責任補償が付帯している。

(3) 指定された駐輪場所に駐輪すること。

(4) 交通ルール・マナーを遵守すること。

(ア) 危険な走行を繰り返す生徒は、自転車通学許可を取り消す場合あり。

(イ) 自転車乗車時には必ずヘルメットを着用すること。ヘルメット未着用で自転車通学を行った場合、自転車通学許可を取り消す。

(ウ) 自転車の整備（ブレーキ・ハンドル・空気圧・ライト等）を定期的に行う。

(エ) 校内での乗車は禁止する。事故防止のため、校門の前で下車・乗車すること。

7 通学路について

(1) 都営成瀬団地6号棟のエレベータホールおよび青階段は通行禁止とする。

(2) 成瀬駅前ハイツ（駅前交番横）は住民専用の通路になるので、通行禁止とする。

(3) 登下校中に不審者を見かけたら、すぐ警察に通報し、学校・保護者に連絡すること。